

写

平成16年3月12日  
雇児福発第 0312002号  
社援基発第 0312002号  
障障発第 0312002号  
老計発第 0312002号

都道府県  
各指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長



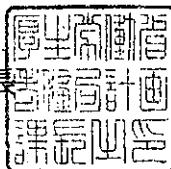
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚生労働省老健局計画課長



### 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について

標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、るべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

## 別 紙

(問1) 局長通知の1の(1)にいう「適正な法人運営が確保」及び1の(2)にいう「適正な施設運営が確保」されているとは、どういうことを言うのか。

(答) 1 「適正な法人運営の確保」とは主に次のようなことを言う。

① 役員の選任及びその配置、理事会や評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。

② 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。

③ 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。

2 「適正な施設運営の確保」とは主に次のようなことを言う。

① 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。

② 必要な規定の整備や配置基準に基づく職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。

③ 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。

(問2) 局長通知の1の(3)にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類によらなくてはならないのか。

また、計算書類の公開は具体的にどのように行うのか。

(答) 1 計算書類の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。

従って、公開すべき計算書類は、社会福祉法人会計基準第6条により作成された計算書類とし、平成16年度決算までに社会福祉法人会計基準に移行する法人にあっては、社会福祉法人経理規程準則により作成された計算書類を公開することによって当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。

また、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書をそれぞれ公開するものとする。

2 計算書類の公開に当たっては、事業経営の透明性確保のため、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌により公開する外、各都道府県のホームページの活用などにより公開すること。

(問3) 局長通知の1の(4)のアの「入所者等に対して苦情解決の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

- (答) 1 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、隨時、入所者等からの苦情を受付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問4) 局長通知の1の(4)のイの第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

- (答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。  
このため、原則として局長通知の1の(4)のイの通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。  
なお、当該第三者評価が局長通知の1の(4)のイに示す指針の趣旨に照らし、都道府県が適当と認める評価については、その結果を公表することにより、当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。
- 2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問5) 局長通知の1に「(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取り扱うのか。

- (答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるも

のである。

しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、本部経理区分への繰入れ及び前期末支払資金残高の取崩しについて、次のとおり取扱うものとする。

なお、次の①～③以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。

- ① 局長通知の4のアについて、施設の整備等に係る経費の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。
- ② 局長通知の4のイについて、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費（人件費及び管理費）相当額から生じるであろう運用収入（当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入）を限度とする。
- ③ 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上適当と認められる場合は、局長通知の5の(3)に定める使途の範囲内で使用を認めて差し支えないものとする。

なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取り崩す額の合計額が当該年度の施設経理区分の収入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。

(問6) 「同一法人が運営する措置費支弁対象施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。）」の「身体障害者福祉工場等」とは、具体的にどのような施設が含まれるのか。

(答) 次の施設を含むものとする。

- 1 知的障害者福祉工場
- 2 知的障害者福祉ホーム
- 3 身体障害者福祉ホーム

(問7) 局長通知の4のアにいう「デイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設」とは、具体的に何か。

(答) 次の省令及び通知にいう事業を行うための施設をいう。

- 1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令37号）中「第2章 訪問介護」、「第7章 通所介護」、「第9章 短期入所生活介護」、「第11章 痴呆対応型共同生活介護」
- 2 「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成12年9月27日老

発第654号)

- 3 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)
- 4 「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令78号)
- 5 「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第82号) 中「第4章 児童短期入所護」
- 6 「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号) 中別添2、4、9及び13
- 7 「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成7年4月3日児発第374号)
- 8 「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成10年5月18日児発第397号)
- 9 「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成10年4月9日児発第294号)
- 10 「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令80号) 中「第3章 知的障害者デイサービス」及び「第4章 知的障害者短期入所」  
ただし、「放課後児童健全育成事業の実施について」に規定する事業を行うための施設のうち、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。

(問8) 局長通知の4のアにいう「施設の整備等に係る経費」とは、具体的に何か。

- (答) 1 「施設の整備等に係る経費」とは、局長通知の4のアに規定する施設の建物（施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅を含む。）や建物附属設備の整備、修繕、模様替及び入所者処遇上必要な花壇、遊歩道等環境の改善に要する経費（これらに要する借入金の元金、利息の償還金を含む。）である。
- 2 対象として認められないものは、土地取得費、減価償却費及び当該施設以外の例えば法人本部や収益事業の用に供するための建物や設備の整備、修繕等の経費である。

(問9) 運用収入の本部経理区分への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。

- (答) 運用収入を本部経理区分に繰入れる場合は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にしたうえで局長通知の4のイにより、必要な額を本部経理区分に繰入れて差し支えない。  
この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合に

は、精算し施設経理区分へ戻すこととなる。

なお、本部経理区分への繰入れに当たって、局長通知の1の（4）の要件を満たしていない法人については、本通知の問5により取扱うこととなるため、留意すること。

(問 10) 局長通知の4のイにいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

- (答) 1 運用収入を本部経理区分へ繰入れて支出できる対象経費は、問8の「施設の整備等に係る経費」のほか、法人本部の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。
- 2 ただし、理事長又は理事が施設長等を兼務している場合の理事長又は理事の役員報酬は対象経費としては認められない。又、役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであること。

(問 11) 局長通知の4にいう本部経理区分への繰入れは、同通知の4のア及びイの両方を繰入れてよいのか。

- (答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものであり、その要件が満たされていれば両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部経理区分へ繰入れて差し支えない。

なお、同通知の1の（4）の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、本通知の問5により取扱うこととなり、この場合、①及び②について両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部経理区分へ繰入れて差し支えないこと。

(問 12) 民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入の本部経理区分への繰入れについては、施設の整備等に係る資金の借入れをする際の資金計画及び償還計画に予定することは認められるか。

- (答) 既存法人が新築及び増改築等のために、施設等の整備に係る資金の借入れをする場合、資金計画や償還計画に局長通知の4のア及びイによる繰入れを予定することは差し支えない。

また、本部経理区分への繰入れの条件として適正な法人運営が前提条件となつてい

るので、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して、資金計画及び償還計画には妥当な額を計上するよう留意する必要がある。

他方、新設法人については、一定期間（2年間程度）資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。

なお、本部経理区分への繰入れに当たって、局長通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、本通知の問5により取扱うこととなるため、留意すること。

(問 13) 局長通知の5の(1)の各積立金の使用計画とはどのようなものか。

(答) 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積み立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、使途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。

- ① 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。
- ② 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。
- ③ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。

(問 14) 修繕積立金、備品等購入積立金及び前期末支払資金残高を、施設の整備等を目的とした国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分に充当して差し支えないか。

また、前期末支払資金残高を取り崩し、当初予算に計上して支出することは可能か。

(答) 1 修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使用計画において大規模修繕等が予定されている場合は、以下に示した国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができます。

また、当分の間、前期末支払資金残高についても、併せて充当して差し支えない。

なお、前期末支払資金残高の取崩しに当たって、局長通知の1の(4)の要件を満たさない法人にあっては、本通知の問5の取扱いにより、貴職への事前の協議が必要となるため留意すること。

- ① 大規模修繕を行う場合の設置者負担分

- ② 業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機等を購入する場合の設置者負担分
  - ③ マイクロバスの購入等設備を整備する場合の設置者負担分
- 2 この場合の経理処理は、支出の目的により、前期末支払資金残高、修繕積立金及び備品等購入積立金から本部経理区分へ繰入れて充当することとなり、当該繰入額は局長通知の4のア及びイの限度額には含まれないものとして取扱って差し支えない。
- 3 後段については、決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上使用して差し支えない。

(問 15) 局長通知の6の(1)にいう運営費の管理、運用として「安全確実かつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。

(答) 安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。

(問 16) 局長通知の6の(2)にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどういう状態をいうのか。

(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。

- ① 当該法人内の他の施設経理区分において補助金収入（措置費を含む。）の遅れ等により、資金不足を生じた場合
  - ② 当該法人内の本部経理区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
  - ③ 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。